

小田原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

1 背景

公共下水道は、不特定多数の人が利用する道路や公園などと違い、限られた区域の方のみが利用できる施設です。

受益者負担金は、下水道事業により利益を受けられる方に、下水道建設費の一部をご負担していただくもので、公共下水道が未整備の地域に下水道を整備していくための貴重な財源として活用されます。

本市ではこれまで受益者負担金を一括納付された方に一定の率の報奨金を交付してきましたが、経済的事情等により一括納付制度を利用できない場合もあり、公平性に欠けることから、その在り方について検討してきた結果、報奨金制度を廃止することとしました。

なお、現在、一括納付報奨金について規定している小田原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則は、令和3年4月1日付で水道事業及び下水道事業の組織統合等により廃止し、同じ内容の施行規程を企業管理規程として制定する予定ですが、これに当たり、この意見募集の案の内容を反映させたものとしようとするものです。

※下水道事業受益者負担金に関する詳しい説明は、市ホームページ内の「下水道事業受益者負担金とは」をご確認ください。

2 内容

令和3年度以後に賦課額が決定した受益者負担金の一括納付者に対する報奨金を廃止します。

※令和元年度及び令和2年度に受益者負担金を賦課された者が、当該受益者負担金について一括納付した場合は、廃止前の規則に基づき報奨金を交付します。

3 施行期日

令和3年4月1日